

開成町議会委員会条例の一部を改正する条例を制定することについて

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び開成町議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

令和8年3月3日提出

提出者 開成町議会議員

星野 洋一

賛成者 ”

吉田 敏郎

賛成者 ”

清水 友紀

賛成者 ”

井上 慎司

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴い同法に定める議会に係る手続について文書等で行うとしていたものがオンライン化可能とされたことにより、当議会の委員会における諸手続についてもオンラインによる方法でも行えるようにする等のため、開成町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定を提案します。

開成町条例第 号

開成町議会委員会条例の一部を改正する条例

開成町議会委員会条例（昭和 31 年開成町条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(開会の特例)</u></p> <p><u>第 11 条の 2 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下この条において「オンラインによる方法」という。）を活用して委員会を開会することができる。</u></p> <p><u>(1) 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により、委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合</u></p> <p><u>(2) 育児、介護その他のやむを得ない事由により、委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合</u></p> <p><u>2 前項各号のいずれかに該当することにより、オンラインによる方法によって出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</u></p> <p><u>3 オンラインによる方法を活用した委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(秘密会)</p> <p>第 16 条 委員会 <u>(第 11 条の 2 ((開会の特例) 第 1 項の規定により開会するものを除く。)</u> は、その議決により、秘密会とすることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(意見を述べようとする者の申出)</p>	<p>(秘密会)</p> <p>第 16 条 委員会 _____</p> <p>_____ は、その議決により、秘密会とすることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(意見を述べようとする者の申出)</p>
<p>第 21 条 (略)</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、同項の規定</u></p>	<p>第 21 条 (略)</p> <p>(新設)</p>

による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

3 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた第1項の規定による申出は、委員会又は委員長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該委員会に到達したものとみなす。

（代理人又は文書等による意見の陳述）

第25条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法で意見を提出することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

（参考人）

第25条の2 （略）

2 （略）

3 参考人については、第23条（公述人の発言）、第24条（委員と公述人との質疑）及び第25条（代理人又は文書等による意見の陳述）の規定を準用する。

（新設）

（代理人又は文書による意見の陳述）

第25条 公述人は、代理人に意見を述べさせ 又は文書

で意見を提出することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

（参考人）

第25条の2 （略）

2 （略）

3 参考人については、第23条（公述人の発言）、第24条（委員と公述人との質疑）及び第25条（代理人又は文書による意見の陳述）の規定を準用する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。